

平成29年度 定期監査における指摘事項の措置状況

○議会事務局

指摘事項等	措置状況等
<p>平成28年度会議録検索システム業務委託において、契約書は発注者受注者双方記名押印のうえ、各1通ずつ保有するものであるが、市保有の契約書原本の発注者の押印漏れがあった。            今後は、公印が必要な箇所に押印されているか確認するなどして、遺漏の無いよう適切に処理されたい。</p>	<p>押印漏れがあった市保有の契約書原本に押印するとともに、受注者の契約書に漏れないことを確認いたしました。            今後は、適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>各議員が備品を購入した際には、門真市議会政務活動費に関する取扱要領第6条第1項により「備品台帳」を作成し、適正な管理に努めなければならないとされている。            議会事務局に提出され、保管している備品台帳について、議員の押印漏れや、現職の議員と任期を満了した議員の台帳が混在して保管されていた。            台帳管理の観点から、今後は議員毎に分けて保管、もしくは一覧表を作成する等して、適切に管理されたい。            また、備品台帳は、備品の耐用年数が満了する年度まで毎年度、会計帳簿にコピーを添付する必要があるが、添付していないケースが見受けられた。            今後については遺漏の無いよう適切に処理されたい。</p>	<p>今後は、備品台帳を議員毎に分けて保管するとともに一覧表の作成を行い、備品台帳の適切な管理及び適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>備品の買い換えについては、門真市議会政務活動費に関する取扱要領第6条第2項により、「購入した備品は、別表に定める耐用年数を満了せず買い換えることはできない。」と規定され、同条第3項において「やむを得ない理由により備品が滅失又は毀損し、且つ修理等の対応が不合理と認められる場合、当該備品はその耐用年数を満了したものとみなし、再度購入することができる。」と規定されている。            しかし、一部の備品において、耐用年数を満了せず再度購入したものがあがるが、修理等の対応が不合理と認められる内容及び資料が添付されていなかった。            今後については遺漏の無いよう適切に管理されたい。</p>	<p>今後は、耐用年数が満了していない備品のやむを得ない再度購入については、その経過及び資料添付の十分な確認に努めてまいります。</p>
<p>収支報告書並びに会計帳簿、支出伝票においては、記載内容誤りや証拠書類として添付されている資料の形式的な不備が数多く見受けられた。            今後については遺漏の無いよう適切に処理されたい。</p>	<p>今後は、提出された書類を十分に確認し、適切に処理するよう努めてまいります。</p>